

## <巻頭言>

# 新たながん対策の推進 —第二期のがん対策基本計画を踏まえて—

今井博久

国立保健医療科学院統括研究官

## Promoting new cancer control: Moving forward under the Phase Two Plan

Hirohisa IMAI

Research Managing Director, National Institute of Public Health

平成24年6月8日に新たながん対策推進基本計画（第二期基本計画）が閣議決定された。これはがん対策基本法の第9条第7項にある「政府は少なくとも5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない」という規定により平成19年6月に策定されたがん対策推進基本計画（第一期基本計画）の見直しを行ったものである。平成18年にがん対策基本法が成立し、第11条に「都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画（以下「都道府県がん対策推進計画」という。）を策定しなければならない」と記載されている。現在、都道府県は冒頭に述べた国の第二期基本計画に対応させた第二期の都道府県がん対策推進計画を策定中であり、平成25年4月にはその新しい計画が公表されるだろう。

今号ではこのように時宜を得たテーマである、わが国の今後のがん対策推進に向けた第一期の総括と今後5年間の展開について特集した。執筆は、厚生労働省からは実質的な責任者である岡田がん対策推進官、国の基本方針を協議しているがん対策推進協議会からは門田会長などを始めとして、がん医療やがん対策に従事している第一級の医師や研究者などをお願いし、本書の主な読者である医療政策や公衆衛生分野に関与している方々、そうした分野に関心がある方々に向け書いていただいた。本特集を通読すると、現在のがん対策の施策運営を俯瞰し、本質的な問題を捉え、今後私たちが取り組まなければならない課題について理解することができるだろう。

わが国が高齢社会になり、統計上の概算で二人に一人ががんに罹患し、三人に一人ががんで亡くなる現実を鑑みると、がん対策はわが国の医療政策において最重要課題と言っても過言ではないだろう。前回からの5年の間にがん対策がかなり進められたが、まだ道半ばである。今後は、がん対策の量的な推進から質的な向上が課題となっている。さらに新しい全体目標も掲げられた。私たちを取り巻くがん医療の環境が急速に変化し、がんは致死性疾患というよりも罹患しながら生活が続けていく疾患になり、それを踏まえて今回の第二期基本計画には「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」という全体目標が加わった。分野別施策の個別目標では「がん患者・経験者の就労に関するニーズや課題を3年以内に明らかにした上で、国、地方公共団体、関係者等が協力して、がんやがん患者・経験者に対する理解を進め、がん患者・経験者とその家族等の仕事と治療の両立を支援することを通じて、抱えている不安の軽減を図り、がんになっても安心して働き暮らせる社会の構築を目標とする」と記載されている。これらの抽象的な目標をいかにして実社会の中で実現して行くかが問われている。とりわけ、都道府県の計画に具体的な施策や方針をどのように盛り込み実行して行くかが課題である。

本特集が期待以上の内容になり、幅広い読者に有益な情報を提供できたことは、担当責任者として存外の喜びである。関係者に心から感謝したい。